

会 議 傍 聴 報 告 書

会 議： IASB 会議（2024 年 10 月）

日 時： 2024 年 10 月 21 日（月）、22 日（火）及び 23 日（水）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 福江 東晶

IASB 会議（2024 年 10 月）傍聴報告

日時：2024 年 10 月 21 日（月）、22 日（火）及び 23 日（水）

スケジュール：別紙参照

2024 年 10 月 21 日、22 日及び 23 日に、IASB ボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー
- IFRS 会計タクソノミ 2024 — アップデート案 1「IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』」
- IFRIC Update 2024 年 9 月
- 動的リスク管理
- 企業結合 — 開示、のれん及び減損
- 電力購入契約
- 資本の特徴を有する金融商品
- 無形資産
- IASB 作業計画のアップデート

【10 月 21 日（月）】

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー

（背景）

IASB は、2020 年 1 月に、IFRS for SMEs 会計基準を完全版の IFRS 会計基準と整合させるかどうか、また、どのように整合させるかについて意見を求めるための情報要請「IFRS for SMEs 会計基準の 2019 年における包括的な見直し」（以下、本項目において「RFI」という。）を、2020 年 10 月をコメント期限として公表した。IASB は、2022 年 9 月に、RFI における一致アプローチを用いて、「IFRS for SMEs 会計基準第 3 版」（公開草案）（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2023 年 3 月 7 日をコメント期限として公表した。

2023 年 6 月の IASB ボード会議から、公開草案に対するフィードバックについて検討を開始しており、2023 年 9 月からプロジェクト計画及び公開草案における提案について議論を行ってきた。2024 年 7 月の IASB ボード会議では、基準の第 3 版の書面投票プロセスを開始することを決定しており、基準の第 3 版のドラフトを準備中であるが、その最中に整理すべき論点が見つかったことから、2024 年 10 月の IASB ボード会議では当該論点への対処について検討を行った。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案の提案に関する、以下の 2 つの整理論点について議論した。

- a. 条件付対価の公正価値を、過大なコスト又は労力を伴わずに信頼性をもって測定できるかどうかについて、取得後の再評価の要否。
- b. 性質別又は機能別の費用の分析を包括利益計算書又は注記のいずれかに表示することができる旨の追加の可否。

（主な暫定決定事項）

IASB は、公開草案の 19.13 項を修正して、SME（中小企業）は条件付対価の公正価値の測定が過大なコスト又は労力を伴うかどうかの評価を取得日現在でのみ行うことを要求されると定めることを暫定的に決定した。したがって、見直しは認められない。

IASB は、性質別又は機能別の費用に関する追加的な情報の提供に関して IFRS for SMEs 会計基準の 5.11 項に一文を追加するという公開草案の提案を撤回することを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASB は基準の第 3 版を 2025 年前半に公表する予定である。

IFRS 会計タクソノミ 2024 – アップデート案 1「IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』」

（背景）

IASB は、2024 年 4 月に公表された IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」を踏まえた IFRS 会計タクソノミの変更を検討している。

IASB は、2024 年 5 月に IFRS 会計タクソノミ 2024-アップデート案 1 「IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』」（以下、本項目において「PTU」という。）を公表し、9 月 3 日を期限としてコメントを募集していた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、PTU に関するコメント・レターのフィードバックと、2024 年 6 月から 9 月にかけて実施されたフィールドワークの結果について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、寄せられたフィードバックやフィールドワークの結果を受けて、PTU の提案に変更を加えることや、IFRS 会計タクソノミ・アップデートの公表に向けた今後のステップについて議論する。

維持管理及び一貫した適用

IFRIC Update 2024 年 9 月

IASB は、2024 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会で議論された以下の暫定的なアジェンダ決定等についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は IFRIC Update 2024 年 9 月において公表された。

暫定的なアジェンダ決定

- 他の企業の義務に対して発行する保証
- 授業料から生じる収益の認識（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」）

【10 月 22 日（火）】

動的リスク管理

（背景）

IASB は、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理（以下「DRM」という。））に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRM の会計処理について検討を行うプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。

現在提案されている DRM モデルでは、企業がリスク管理している期間にわたり適格な金融資産、金融負債及び将来の取引に基づくポートフォリオから生じる予想キャッシュ・フローを基に正味の金利リスク・ポジション（現在の正味オープン・リスク・ポジション）を決定し、企業のリスク管理戦略に基づいて決定された金利改定リスクを軽減する程度（リスク軽減の意図）に沿ってベンチマーク・デリバティブを構築することとされ、その上でヘッジ手段である指定デリバティブによるリスク軽減の達成状況を会計処理に反映していくものとされている。

2022 年 7 月の IASB ボード会議では、本プロジェクトのプロジェクト計画案について議論がなされ、DRM モデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピック及び当該各トピックを検討する順序に関して議論が行われている。当該トピックは次のとおりである。

- 適格項目と現在の正味オープン・リスク・ポジションの決定
- パフォーマンス評価と事後的な DRM 調整の解消
- 目標プロファイルと企業のリスク管理戦略との整合性
- リスク軽減の意図及びベンチマーク・デリバティブの構築
- 指定デリバティブ
- その他の検討事項
- 表示及び開示の要求事項

2024 年 10 月の IASB ボード会議では、企業が現在のヘッジ関係に IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下、「IAS 第 39 号」という。）又は IFRS 第 9 号「金融商品」（以下、「IFRS 第 9 号」という。）のいずれを適用しているのかによって、DRM モデルへの移行方法が異なることを踏まえた DRM モデルの経過措置を議論するととも

に、DRM モデルの適用要求事項に直接起因する、IFRS 第 9 号及び他の IFRS 会計基準に修正を加える可能性について議論している。また、上記トピックの検討が終了したことから、DRM 公開草案に向けて、これまでに実施してきたデュー・プロセスの手順等について議論している。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、次のことに関して審議を行った。

- a. DRM 公開草案で提案される予定の経過措置及び IFRS 会計基準の結果的修正
- b. DRM 公開草案に関するデュー・プロセスの手順（書面投票開始の許可を含む）

（主な暫定決定事項）

経過措置及び IFRS 会計基準の結果的修正

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は DRM モデルを将来に向かって適用することを要求され、要求される開示とともに早期適用することが認められる。
- b. IFRS 第 9 号に従ったヘッジ関係からの移行を行う企業は、既存のヘッジ関係を適用開始日に中止することが認められる。適用開始日は、企業が要求事項案を最初に適用する事業年度の期首である。それから企業は同日現在で DRM モデルにおいて基礎となる金融資産及び金融負債を指定することを要求される。
- c. IAS 第 39 号に従ったヘッジ関係からの移行を行う企業は、IFRS 第 9 号の 6.5.10 項及び 6.5.12 項を当該関係に関するヘッジ調整に適用することを要求される。
- d. DRM モデルへの移行を行う企業は、適用開始日において、IFRS 第 9 号における公正価値オプションに基づく金融資産又は金融負債の指定を将来に向かって取り消すことが認められる。それから企業は同日現在で DRM 関係において当該金融資産及び金融負債を指定することを要求される。
- e. DRM モデルへの移行を行う企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 28 項(f)に記述されている開示の提供を要求されない。
- f. DRM モデルへの移行を行う企業は、以下の影響に関しての特定の経過的な開示を財務諸表において提供することを要求される。
 - i. DRM モデルへの移行の実施
 - ii. IFRS 第 9 号における公正価値オプションに基づく金融資産又は金融負債の指

定の取消し

IASB は、次の提案をすることも暫定的に決定した。

- a. DRM の要求事項を IFRS 第 9 号の新たな章において追加
- b. DRM モデルの適用を選択する初度適用企業に、将来に向かっての適用を要求
- c. 現段階では IFRS 第 19 号「公的説明責任のない会社：開示」に DRM モデルについての削減した開示要求を含めないこと

デュー・プロセス及び書面投票開始の許可

IASB は、デュー・プロセスの手順について議論し、DRM 公開草案について 240 日のコメント期間を設けることを決定した。

IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、DRM 公開草案の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

DRM 公開草案における提案に反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

（今後の予定）

IASB は、DRM 公開草案の書面投票のプロセスを開始する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損

（背景）

IASB は、IFRS 第 3 号「企業結合」（以下、「IFRS 第 3 号」という。）の適用後レビューの結果に対応するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。

IASB は、本プロジェクトにおいて、利害関係者から寄せられた懸念を調査し、その結果、2024 年 3 月に公開草案『「企業結合—開示、のれん及び減損」(IFRS 第 3 号「企業結合」及び IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案)』（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

具体的には、IFRS 第 3 号の修正案は、企業結合の業績に関する情報及び企業結合から生じると期待されるシナジーに関する定量的情報に係る新たな開示要求を追加することなどを提案しており、財務諸表利用者が、企業結合の業績に関して、十分な情報を

受け取っていないとの懸念に対応しようとしている。

また、IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案は、使用価値の計算、のれんの資金生成単位への配分及び開示に関する要求事項の修正などを提案しており、のれんに係る減損損失の複雑性や、減損損失の認識が遅すぎる場合があるとの懸念に対応しようとしている。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案に対するコメント・レター及び利害関係者に対するアウトリーチを通じて寄せられた利害関係者からのフィードバックの概要について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB はより詳細なフィードバックについて議論する。

電力購入契約

（背景）

IASB は、2024 年 5 月に再生可能電力契約が企業に与える影響を財務諸表がより忠実に反映することを確保するための狭い範囲の修正を提案した公開草案「再生可能電力に係る契約」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2024 年 8 月をコメント期限として公表した。この提案は IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下、「IFRS 第 7 号」という。）を修正することを提案している。

公開草案においては、特定の特徴を有する再生可能電力に係る契約の会計処理に対するいくつかの的を絞った変更を提案している。その提案は次のようなものである。

- 「自己使用」の要求事項がどのように適用されるのかを扱い、
- これらの契約がヘッジ手段として使用される場合にヘッジ会計を認め、
- これらの契約が企業の財務業績及び将来キャッシュ・フローに与える影響を投資者が理解できるようにするための開示要求を追加する。

2024 年 8 月の IASB ボード会議では、公開草案に対するフィードバックの要約をレビューし、フィードバックで提起された事項について再審議を行っている。2024 年 9 月の IASB ボード会議で、修正の範囲及び自己使用の修正について議論したことに続

き、2024 年 10 月の IASB ボード会議では、ヘッジ会計の修正案等に対するフィードバックに係るスタッフの分析及び提案について議論した。主なフィードバックは、以下のとおりである。

a. ヘッジ会計の修正

ほとんどすべての回答者が、ヘッジ手段として自然に依存する電力の契約が使用される場合のキャッシュ・フロー・ヘッジに関する一般的なヘッジ会計の要求事項の修正案に同意したが、そのうちのほとんどの回答者は、修正案の適用方法について、より明確な説明や更なる適用指針を求めている。

b. 開示

大多数の回答者は、開示の必要性及び提案された開示目的に同意したが、そのうちのほとんどは、提案された情報項目の多くに同意していなかった。

c. 経過措置の提案及び発効日

大多数の回答者は、提案された 2025 年 1 月 1 日の発効日ではなく、2026 年 1 月 1 日を発効日としつつ早期適用を認めることを希望した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案に対するフィードバックに係るスタッフの分析と提案について議論した。IASB は次の案について議論した。

a. ヘッジ会計の修正

b. 開示

c. 経過措置の提案及び発効日

d. デュー・プロセスの手順

（主な暫定決定事項）

ヘッジ会計の修正

IASB は、公開草案で示したヘッジ会計の要求事項案を、次のような軽微な変更を加えたうえで最終確定することを暫定的に決定した。

a. IFRS 第 9 号「金融商品」のセクション 6.3 におけるどの特定の要求事項に修正案が関連するのかを明確化する。

b. 企業は、ヘッジ対象として指定する予定取引の金額を、ヘッジ手段において参

照されている設備によって提供されると見込まれる自然に依存する電力の可変金額に合わせることが認められる。

- c. ヘッジ手段のキャッシュ・フローがヘッジ対象とされる予定取引の発生を条件としている場合には、「可能性が非常に高い」ことの評価は関連性がないことを明確化する。
- d. 修正案の適用を例示するための定性的な設例を追加する。

IASB は、「可能性が非常に高い」ことの評価の目的でのガイダンスを追加しないことも暫定的に決定した。

開示

IASB は、公開草案で示されたとおりの開示要求案（IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業に適用される提案を含む）を最終確定することを暫定的に決定した。ただし、次のような軽微な修正を加える。

- a. 開示要求の範囲を、修正案に従って会計処理される契約（すなわち、次の契約）に限定する。
 - i. 提案している自己使用の修正に従って未履行契約として会計処理される自然に依存する電力の受取りのために締結された契約
 - ii. ヘッジ関係においてヘッジ会計の修正に従ってヘッジ手段として指定される契約
- b. (a) (i) に記述した契約について、企業が、企業を次のものに晒す契約条件に関する情報の開示を要求されることを明確化する。
 - i. 自然に依存する電力の契約金額の変動可能性
 - ii. 引渡しの間隔における電力の過大供給のリスク
- c. (a) (ii) に記述した契約について、IFRS 第 7 号の第 23A 項で開示を要求されている情報を分解することによって、企業は当該契約の契約条件に関する情報を開示するという要求案を満たすことを明確化する。
- d. (a) (i) に記述した契約からの未認識の契約コミットメントについて、企業が次のことを開示するよう要求する。
 - i. これらの契約に基づく電力の購入から生じると見込まれるキャッシュ・フローの総額。企業は、将来の予想キャッシュ・フローを集約する適切な期間帯

を決定するために判断を用いることを要求される。

- ii. 契約が不利となる可能性があるかどうかを企業がどのように評価するのかに関する定性的情報（この評価を行うために用いた方法及び仮定を含む）
- e. (a) (i) に記述した契約について、企業が当報告期間について正味の購入者であるかどうかをどのように決定するのかに関する定性的情報及び定量的情報を企業が開示することを要求する。企業は次のものから生じた当報告期間のキャッシュ・フローに関する情報を開示することを要求される。
 - i. 当該契約に基づく電力の購入（未使用電力の購入に関する情報を分ける）
 - ii. 未使用電力の売却
 - iii. 未使用電力の売却を相殺する電力の購入
- f. IFRS 第 7 号の第 5 項を修正して、(a) (i) に記述した契約が、当該基準書に含めることを提案している開示要求の対象となるようにする。
- g. 修正案の範囲に含まれる契約に関する情報を複数の注記において開示した場合には、企業が財務諸表注記の間での相互参照を行うことを要求する。

経過措置の提案及び発効日に関するフィードバック

IASB は、発効日を 2026 年 1 月 1 日に設定し、早期適用を適用開始日から認めることを暫定的に決定した。

提案している自己使用の修正について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 引き続き遡及適用を要求し、比較情報の修正再表示を企業に要求しない（公開草案での提案どおり）。
- b. 提案している自己使用の修正に基づく企業の評価を、適用開始日現在の事実及び状況に基づいて行うことを要求する。
- c. 適用開始日において、契約を IFRS 第 9 号の 2.5 項に従って純損益を通じて公正価値で測定する指定をすることを認める。

ヘッジ会計の修正について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業がヘッジ会計の要求事項を将来に向かって適用することを引き続き要求する。
- b. 企業が既存のヘッジ関係を修正の適用開始日に中止して、修正を適用して新しいヘッジ関係を指定することを認める。

デュー・プロセスの手順

IASB は、修正案に関するデュー・プロセスの手順について議論した。

IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の狭い範囲の修正の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

（今後の予定）

IASB は最終確定した修正を 2024 年末の前に公表する。

【10 月 23 日（水）】

資本の特徴を有する金融商品

（背景）

公開草案

IASB は、金融商品の金融負債又は資本性金融商品への分類及び表示に関する要求事項を定める IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下、「IAS 第 32 号」という。）における分類の要求事項（基礎となる原則を含む）の明確化を図り、IAS 第 32 号の適用にあたっての課題に対応するため、2023 年 11 月に公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2024 年 3 月をコメント期限として公表した。

公開草案では、金融負債及び資本性金融商品に関する情報の表示及び開示を改善するための提案も示されている。公開草案における IAS 第 32 号及び IFRS 第 7 号の修正案の主な内容は次のとおりである。

IAS 第 32 号の要求事項の明確化	IFRS 第 7 号における開示の追加
● 関連する法律又は規則が金融商品の分類に与える影響 ● 発行者自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のあるデリバティブの分類についての「固定対固定」の条件 ● 企業が自己の資本性金融商品を購入する義務を含んだ金融商品の分類についての要求事項 ● 条件付決済条項を有する金融商品の	● IAS 第 32 号の範囲に含まれる金融負債及び資本性金融商品から生じる企業に対する請求権の性質及び優先順位 ● 金融商品（金融負債と資本性金融商品の両方の特徴を有する金融商品を含む）の契約条件 ● 複合金融商品 ● 普通株式の潜在的希薄化

分類についての要求事項 ● 株主の裁量が金融商品の分類に与える影響 ● 金融商品（又はその構成要素）が当初認識後に金融負債又は資本性金融商品に分類変更される状況	● 金融負債及び資本性金融商品の分類変更 ● 企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ金融商品 ● 企業の業績又は企業の純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んだ金融負債
--	---

また、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案では、普通株主に帰属する金額に関する追加的な情報を表示することを企業に要求するための修正を提案している。

2024 年 7 月の IASB ボード会議では、財務諸表利用者からの詳細なフィードバック、プロジェクト計画及びプロジェクトのスケジュールが議論された。その際、企業が IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」を最初に適用するのと同時に、公開草案で提案されている上記の表示及び開示に関する修正を適用できるように、分類に関する修正を最終化する前に、表示及び開示に関する修正を前倒しで実施することが可能かどうかを検討するように要請がなされた。これに加え、公開草案における表示及び開示の提案に対しては、財務諸表利用者から全体として肯定的なフィードバックを受けたことを踏まえ、表示及び開示の提案に関する詳細なフィードバックの分析を優先した。

（今回の会議における主な論点）

公開草案における表示及び開示の提案に関する詳細なフィードバックと、これに対するスタッフの分析及び予備的見解について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、表示及び開示の要求事項案についてさらに議論する。

無形資産

（背景）

IASB は、第 3 次アジェンダ協議に対するフィードバックを踏まえ、2024 年 4 月の IASB ボード会議で、無形資産に関する会計上の要求事項を包括的に見直すことを目的としたプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）をリサーチ・パイ

プラインに追加することを決定した。

2024 年 4 月の IASB ボード会議では、本プロジェクトの範囲及び作業の最適な進め方に関する初期的なリサーチの計画について議論されたが、これらは解決すべき問題が何であるかを特定した上で検討すべきであるとの見解が IASB より示されており、これを踏まえ、諮問機関及び他の利害関係者と協議するなど、プロジェクトの初期作業を行っている。

（今回の会議における主な論点）

本プロジェクトで解決すべき問題の特定並びに当該問題を踏まえたプロジェクトの範囲及び作業の進め方について、これまでに寄せられたフィードバックの概要について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、プロジェクト計画に情報を与えるために利害関係者とさらに協議し、それからフィードバック及びその他のリサーチのアップデートした要約について議論する。

IASB 作業計画のアップデート

前回（2024 年 6 月）のアップデート以降、IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー、「キャッシュ・フロー計算書及び関連事項」、「償却原価測定」といった新たなプロジェクトを開始するなどしており、プロジェクトは計画通りに進捗している。

また、現在、パイプラインプロジェクトの予備リストにある「排出物価格決定メカニズム」については、複数の利害関係者から優先順位を上げるべきとの意見も寄せられており、今後の会議で IASB スタッフの調査結果が報告され、優先順位付けの枠組みの適用に基づき作業計画に加えるかどうかを IASB に諮問する予定とされている。

なお、IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は作業計画についての次回のアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける。

以 上

別紙スケジュール

10 月 21 日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
13:30-14:30	IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30） （予定 60 分→21 分）
14:30-15:30	IFRS 会計タクソノミ 2024 — アップデート案 1「IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』」（アジェンダ・ペーパー25） （予定 60 分→41 分）
15:30-15:40	IFRIC Update 2024 年 9 月（アジェンダ・ペーパー12） （予定 10 分→1 分）

10 月 22 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-10:30	動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4） （予定 90 分→69 分）
10:30-12:30	休憩
12:30-13:30	企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 60 分→43 分）
13:30-14:00	休憩
14:00-16:00	電力購入契約（アジェンダ・ペーパー3） （予定 120 分→116 分）

10 月 23 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:00-11:00	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 120 分→125 分）
11:00-11:10	休憩
11:10-12:25	無形資産（アジェンダ・ペーパー17） （予定 75 分→61 分）
12:25-12:40	IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8） （予定 15 分→8 分）

以 上